

平成30年春季 福島市議会

議会報告会・意見交換会



次 第

- 1 あいさつ
- 2 第1部 議会報告会
議会の活動状況報告
・各常任委員会[予算特別委員会各分科会] 及び 特別委員会の活動状況
- 3 第2部 意見交換会
出席議員及び参加者による意見交換

ご来場の皆様へのお願い

- 1 会場の写真を広報用に撮影いたします。市議会だよりや市議会ホームページの広報に、ご参加の皆様が写った写真を使用する場合があります。どうぞご了承ください。
- 2 第1部 議会報告会に関するご質問につきましては、第2部の意見交換会の時間にて承ります。
- 3 なるべく多くの皆様にご発言いただくため、発言の際は1回に1項目ずつ、1分程度にまとめてお話しいただきますようお願いいたします。なお、1度発言を終えた方も、他にご発言される方がいらっしゃらない場合は、再度ご発言いただけます。

目 次

平成 30 年春季 議会報告会・意見交換会 班体制	1
平成 29 年 12 月から平成 30 年 5 月までの議会日程	2
平成 29 年 12 月市議会定例会議 議案及び議決結果	3
平成 30 年 1 月市議会緊急会議 議案及び議決結果	16
平成 30 年 3 月市議会定例会議 議案及び議決結果	18

【別冊資料】

- ・福島市議会の概要
- ・ふくしま市議会だより
vol. 193（平成 30 年 2 月 1 日発行号）及び vol. 194（平成 30 年 5 月 1 日発行号）

議会報告会・意見交換会 班体制

5/7

(月)

午後7時

午後8時30分

会場：飯野学習センター 2階講義室（飯野町字境川19-2）

1班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



小松良行 梅津一匡 佐々木優 斎藤正臣 白川敏明 小野京子 高木克尚 尾形 武 山岸 清
総務 オリパラ 建設水道 経済民生 経済民生 建設水道 総務 オリパラ 文教福祉 オリパラ 文教福祉 オリパラ 経済民生 オリパラ

5/8

(火)

午後7時

午後8時30分

会場：北信支所 2階大会議室（鎌田字中江1）

2班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



丹治 誠 菅田憲孝 沢井和宏 川又康彦 根本雅昭 萩原太郎 村山国子 土田 聡 佐久間行夫
文教福祉 経済民生 文教福祉 オリパラ 建設水道 文教福祉 オリパラ 総務 建設水道 オリパラ 総務 経済民生

5/9

(水)

午後6時30分

午後8時

会場：もちずり学習センター 2階ホール（岡部字高畑46）

3班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



石原洋三郎 二階堂武文 小熊省三 羽田房男 黒沢 仁 須貝昌弘 粟野啓二 穴戸一照
経済民生 文教福祉 オリパラ 文教福祉 総務 経済民生 建設水道 建設水道 総務

5/11

(金)

午後1時30分

午後3時

会場：吾妻学習センター 2階研修室（笹木野字折杉41-1）

4班：出席予定議員（都合により変更する場合があります）



大平洋人 阿部 亨 後藤善次 鈴木正実 梅津政則 粕谷悦功 真田広志 渡辺敏彦
建設水道 総務 経済民生 建設水道 オリパラ 文教福祉 総務 文教福祉 経済民生 オリパラ

◎委員会の名称

【常任委員会】

総務：総務常任委員会、経済：経済民生常任委員会、建設：建設水道常任委員会、文教：文教福祉常任委員会

【特別委員会】

オリパラ：東京2020オリンピック・パラリンピック調査特別委員会

平成 29 年 12 月から平成 30 年 5 月までの議会日程

平成 29 年 12 月定例会議の日程

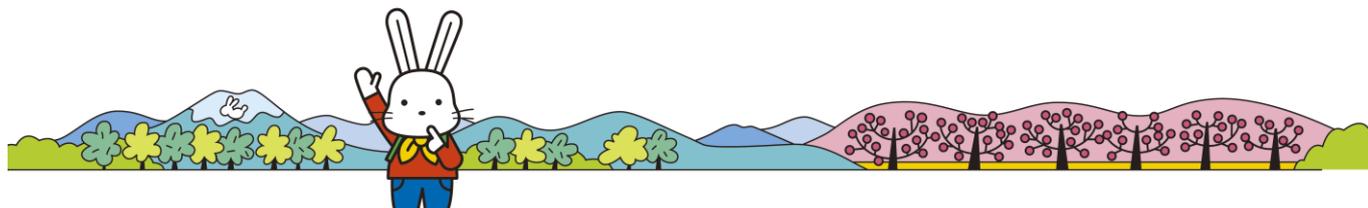
12月 1日 (金)	本 会 議 特別委員会
12月14日 (木)	本 会 議
12月19日 (火)	本 会 議
12月20日 (水)	本 会 議
12月21日 (木)	本 会 議
12月22日 (金)	常任委員会
12月23日 (土)	常任委員会
12月25日 (月)	常任委員会
12月27日 (水)	本 会 議

平成 30 年 1 月 25 日緊急会議

1月25日 (木)	本 会 議
-----------	-------

平成 30 年 3 月定例会議の日程

3月 1日 (木)	本 会 議
3月 7日 (水)	本 会 議
3月 8日 (木)	本 会 議
3月 9日 (金)	本 会 議
3月12日 (月)	本 会 議
3月13日 (火)	本 会 議
3月14日 (水)	本 会 議
3月15日 (木)	本 会 議 予算特別委員会 (全体会)
3月16日 (金)	常任委員会 予算特別委員会 (分科会)
3月19日 (月)	常任委員会 予算特別委員会 (分科会)
3月20日 (火)	常任委員会 予算特別委員会 (分科会)
3月22日 (木)	常任委員会 予算特別委員会 (分科会)
3月23日 (金)	予算特別委員会 (全体会)
3月27日 (火)	本 会 議



平成29年12月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（平成29年12月14日提出）

1 議案第104号	平成29年度福島市一般会計補正予算	原案可決
2 議案第105号	平成29年度福島市水道事業会計補正予算	原案可決
3 議案第106号	平成29年度福島市下水道事業会計補正予算	原案可決
4 議案第107号	平成29年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算	原案可決
5 議案第108号	平成29年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算	原案可決
6 議案第109号	平成29年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算	原案可決
7 議案第110号	福島市外部監査契約に基づく監査に関する条例制定の件 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1) 中核市に義務付けられる包括外部監査の実施にあたり、監査対象にできる財政援助団体等について規定 (2) 個別外部監査契約の対象となる監査の種類について規定 (平成30年4月1日から施行)	原案可決
8 議案第111号	福島市社会福祉審議会条例制定の件 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1) 社会福祉法に基づき設置する地方社会福祉審議会の組織及び運営に関して、所掌事務、委員の任期、設置する専門分科会等、必要な事項を規定 (2) 民生委員審査専門分科会等、5つの専門分科会を設置するにあたり、市独自に地域福祉、高齢者福祉の2つの専門分科会を設置 (平成30年4月1日から施行)	原案可決
9 議案第112号	福島市民生委員の定数を定める条例制定の件 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1) 民生委員法の規定に基づき、民生委員の定数を規定 ① 中核市及び人口10万人以上の市の基準を参酌して規定 ・ 民生委員・児童委員の定数 586人 (平成30年4月1日から施行)	原案可決
10 議案第113号	福島市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。 【条例の主な内容】 (1) 生活保護法の規定に基づき、生活保護を実施するために設置される救護施設、更生施設、授産施設等の保護施設の設備及び運営に関する基準を規定 (平成30年4月1日から施行)	原案可決

- 11 議案第114号** **福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件** **原案可決**
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、居宅介護や自立訓練等の障害福祉サービスについて、介護給付費及び訓練等給付費等を市から受給できる指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 12 議案第115号** **福島市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件** **原案可決**
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、夜間に施設入所支援を行うとともに、昼間に生活介護、自立訓練等を行う障害者支援施設について、介護給付費又は訓練等給付費等を市から受給できる施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 13 議案第116号** **福島市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件** **原案可決**
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、居宅介護や自立訓練等の施設を必要とする障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 14 議案第117号** **福島市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件** **原案可決**
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設である地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)

- 15 議案第118号** **福島市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、住居を求めている障がい者に低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う福祉ホームの設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 16 議案第119号** **福島市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づき、夜間に施設入所支援を行い、昼間に生活介護、自立訓練等を行う障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 17 議案第120号** **福島市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 児童福祉法の規定に基づき、保育所等の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護を図るため、運営規程の基準に個人情報の取扱いに関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 18 議案第121号** **福島市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 19 議案第122号** **福島市小児慢性特定疾病審査会条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 児童福祉法の規定に基づき、小児慢性特定疾病の医療費支給認定等を行う審査会を設置するにあたり、審査会の組織及び運営について規定
- (平成30年4月1日から施行)

- 20 議案第123号 福島市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 原案可決
制定の件
中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
【条例の主な内容】
(1) 老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由及び経済的な理由等により自宅で生活が困難な方が入所し、食事や日常生活の支援を行う養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を規定
(2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)
- 21 議案第124号 福島市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める 原案可決
条例制定の件
中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
【条例の主な内容】
(1) 老人福祉法の規定に基づき、常時介護が必要で、在宅生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護等を受けることができる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を規定
(2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)
- 22 議案第125号 福島市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 原案可決
制定の件
中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
【条例の主な内容】
(1) 老人福祉法の規定に基づき、身寄りがなく、自宅で自立した生活が困難な方が入所し、日常生活上の介護等を受けることができる、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を規定
(2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)
- 23 議案第126号 福島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する 原案可決
基準等を定める条例制定の件
中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
【条例の主な内容】
(1) 介護保険法の規定に基づき、居宅介護サービス計画等により、要介護認定者が可能な限り居宅において日常生活を営むことができるよう援助を行う、訪問介護等の指定居宅サービス等について、事業の人員、設備及び運営に関する基準を規定
(2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定
(平成30年4月1日から施行)

- 24 議案第127号 福島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 介護保険法の規定に基づき、要介護認定者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービス等を確保する居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行う指定居宅介護支援等の事業について、人員及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 25 議案第128号 福島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 介護保険法の規定に基づき、要支援認定者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援等を行う指定介護予防サービス等の事業について、人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 26 議案第129号 福島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 介護保険法の規定に基づき、自宅では介護が困難な方が入所し、日常生活上の介護等を受けることができる指定介護老人福祉施設について、人員、設備及び運営に関する基準を規定
 - (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 27 議案第130号 福島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 介護保険法の規定に基づき、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにし、居宅における生活への復帰を目指す介護老人保健施設について、人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を規定

- (2) 利用者の保護と虐待の防止のため、運営規程の基準に個人情報の取扱い及び虐待防止に関する事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

28 議案第131号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例制定の件

原案可決

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、所要の改正を行う。

【条例の主な内容】

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物の排出抑制や再利用の促進等における市等の責務、集積所からの持去りの禁止等について規定
- (2) 中核市への移行により、新たに行う廃棄物処理に関する許可、自動車リサイクルに関する引取業者の登録等に関する手数料等を規定

(平成30年4月1日から施行)

29 議案第132号

福島市保健所条例制定の件

原案可決

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 地域保健法の規定に基づき、保健所の名称、位置、所管区域及び手数料等必要な事項を規定
- (2) 地域保健対策や保健所運営等を審議する保健所運営協議会の設置について、組織及び運営に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

30 議案第133号

福島市感染症診査協議会条例制定の件

原案可決

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、就業制限、入院勧告等を審議する感染症診査協議会の設置について、組織及び運営に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

31 議案第134号

福島市興行場法施行条例制定の件

原案可決

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 興行場法の規定に基づき、映画、演劇等、公衆に見せ、又は聞かせる施設である興行場について、施設の構造設備や衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

32 議案第135号

福島市旅館業法施行条例制定の件

原案可決

中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 旅館業法の規定に基づき、宿泊料を受けて人を宿泊させるホテル営業、旅館営業等の旅館業について、旅館の構造設備や衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定

(平成30年4月1日から施行)

- 33 議案第136号 福島市公衆浴場法施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 公衆浴場法の規定に基づき、公衆浴場について、配置基準や衛生・風紀措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 34 議案第137号 福島市理容師法施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 理容師法の規定に基づき、頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整える理容の業について、理容所の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 35 議案第138号 福島市美容師法施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 美容師法の規定に基づき、パーマメントウエーブ、結髪等の方法により容姿を美しくする美容の業について、美容所の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 36 議案第139号 福島市クリーニング業法施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) クリーニング業法の規定に基づき、溶液や洗剤を使用し、衣類等を洗濯するクリーニング業について、クリーニング所の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 37 議案第140号 福島市食品衛生法施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 食品衛生法の規定に基づき、食品の営業施設から収去した食品等を検査する保健所の食品衛生検査施設の設備や食品の営業施設の衛生措置の基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 38 議案第141号 福島市と畜場法施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) と畜場法の規定に基づき、食用目的に牛、豚等をとさつし、又は解体すると畜場について、一般と畜場の構造基準等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)

- 39 議案第142号 福島市化製場等に関する法律施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 化製場等に関する法律の規定に基づき、死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却するための施設である死亡獣畜取扱場について、死亡獣畜の埋却を行う死亡獣畜取扱場の区域の変更等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 40 議案第143号 福島市医療法施行条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 医療法の規定に基づき、専属の薬剤師を置かなくてはならない診療所等、法の施行に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 41 議案第144号 福島市魚介類行商人の登録に関する条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 食品衛生上の危害を防止するため、魚介類行商を営もうとする者の登録を行うとともに、容器の基準や遵守事項等について、魚介類行商に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 42 議案第145号 福島市給水施設等条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、所要の改正を行う。
- 【主な改正内容】
- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定に基づき、新たに市長へ届出が義務付けられるようになる床面積3,000㎡以上の興行場、百貨店等の特定建築物の給水施設等について、手続の整合性を図るため、適用除外の規定を追加
- (平成30年4月1日から施行)
- 43 議案第146号 福島市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 浄化槽法の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者について、登録制度を設けるため、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
- 44 議案第147号 福島市開発審査会条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 都市計画法の規定に基づき、市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認めるものの、例外的な立地上の基準の要件適合性について審査する開発審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)

- 45 議案第148号 福島市屋外広告物条例制定の件** 原案可決
- 中核市への移行に伴い、移譲事務等を実施するため、条例を設ける。
- 【条例の主な内容】
- (1) 屋外広告物法の規定に基づき、良好な景観又は風致を維持するため、広告物の表示等を制限する特別規制地域等の設定、屋外広告業の登録の基準等、必要な事項を規定
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 46 議案第149号 福島市個人情報保護条例及び福島市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 【主な改正内容】
- (1) 個人情報の定義等の見直し
- ① 生体認証、被保険者証の記号・番号等による個人識別符号の定義の追加
- ② 電磁的記録、音声等による記述等の定義の追加
- (2) 要配慮個人情報の定義を新たに追加（福島市個人情報保護条例のみ改正）
- ① 人種、信条、社会的身分、病歴等、その他本人に対する不当な差別、偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として定義に追加
- (公布の日から施行)
-
- 47 議案第150号 福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 個人番号を利用する事務を追加する等のため、所要の改正を行う。
- 【主な改正内容】
- (1) 独自利用事務の追加
- ① 小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業による生活用具の給付に関する事務
- ② 特定不妊治療費助成事業による不妊治療に要する費用の助成に関する事務
- ③ 私立幼稚園就園奨励費補助金交付事業による補助金の交付に関する事務
- (平成30年4月1日施行)
-
- 48 議案第151号 福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 中核市移行により移譲される事務に従事する職員に、特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行う。
- 【主な改正内容】
- (1) 改正及び新設する手当
- | | |
|---------------|---------------------------|
| ① 防疫作業作業手当 | 日額 350円 |
| ② 有害物等取扱手当 | 日額 290円 |
| ③ 野犬捕獲作業手当 | 日額1,100円(補助作業については日額350円) |
| ④ 環境衛生検査等作業手当 | 日額 350円 |
- (平成30年4月1日から施行)

49 議案第152号

福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

中核市への移行に伴う移譲事務のうち、保健所において行う事務に関する手数料を定めるため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 狂犬病予防法関係の手数料の追加
 - ① 抑留犬の飼養管理手数料 1頭1日につき 600円 等
- (2) 温泉法関係の手数料の追加
 - ① 温泉利用許可申請手数料 1件につき 32,400円 等
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係の手数料の追加
 - ① 薬局開設許可申請手数料 1件につき 32,000円 等
- (4) 毒物及び劇物取締法関係の手数料の追加
 - ① 毒物劇物販売業登録申請手数料 1件につき 16,000円 等

(平成30年4月1日から施行)

50 議案第153号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

- (1) 法律の改正に伴い、条例の名称等の改正
 - ① 名称中、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項」を「地域経済牽引事業の促進による地域の経済発展の基盤強化に関する法律第9条第1項」に改める。
- (2) 工場立地特例対象区域の追加
 - ① 福島大笹生IC周辺地区を乙種区域（工業地域、工業専用地域）として緑地面積率及び環境施設面積率を緩和する。

(公布の日から施行)

51 議案第154号

福島市土湯地区温泉施設設置条例制定の件

原案可決

土湯地区に温泉施設を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な改正内容】

- (1) 名称及び位置 中之湯 福島市土湯温泉町字下ノ町5番地
- (2) 開館時間 午前9時から午後9時
- (3) 休館日 毎週火曜日
- (4) 使用料

		区 分		使用料	
基本使用料	一般入浴券	普通券	1歳以上12歳未満の者	1人1回	250円
			12歳以上の者	1人1回	500円
		回数券	1歳以上12歳未満の者	12回券	2,500円
			12歳以上の者	12回券	5,000円
貸切風呂使用料	貸切風呂入浴券		1団体50分につき	1,500円	

(公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

- 52 議案第155号 **福島市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
 公設地方卸売市場の使用料の特例期間を延長する等のため、所要の改正を行う。
 【主な改正内容】
 (1) 市場使用料の特例の期間を、平成30年3月31日から平成34年3月31日まで延長
 (平成30年4月1日から施行)
- 53 議案第156号 **福島市景観条例制定の件** 原案可決
 景観を生かしたまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、所要の改正を行う。
 【条例の主な内容】
 (1) 建築物、工作物、開発行為等の一定規模を超える「届出対象行為」について、景観計画区域内の建築物の新築、改築等の行為を行う場合の高さ及び面積の適用除外を規定
 (2) (1)のうち建築物及び工作物の新築、改築等の行為を、法に基づき、変更その他必要な措置をとるよう命令を行うことができる「特定届出対象行為」として規定
 (3) 特に重点的かつ先導的に取り組む必要があると認める地区を「景観重点地区」として指定できる旨を引き続き規定
 (平成30年4月1日から施行)
- 54 議案第157号 **福島市営住宅等条例及び福島市子育て定住支援賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
 公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
 【主な改正内容】
 (1) 認知症である者等の収入申告の免除規定の追加
 (公布の日から施行)
- 55 議案第158号 **福島市水道条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
 給水区域の拡張に伴い、所要の改正を行う。
 【主な改正内容】
 (1) 立子山地区の給水区域に井戸沢の一部を追加
 (平成30年4月1日から施行)
- 56 議案第159号 **民事調停申立ての件** 原案可決
 市営住宅に係る滞納家賃等の支払いに関して、調停を申し立てる。
- 57 議案第160号 **字の区域の変更の件** 原案可決
 大波の一部の地区における地籍調査の実施に関連して、字の区域の適正化を図るため、字の区域の変更を行う。
- 58 議案第161号 **市道路線の認定の件** 原案可決
 一般公共の用に供するため17路線を認定する。
- 59 議案第162号 **財産取得の件** 原案可決
 一般廃棄物最終処分場整備事業用地を取得する。
- 60 議案第163号 **専決処分承認の件** 専決承認
 急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき市長が専決処分をしたものについて、承認を求める。
 (1) 平成29年度福島市一般会計補正予算（専決第16号）

平成29年12月市議会定例会議提出議案（市長提出議案、追加分）

（平成29年12月21日提出）

1 議案第164号	平成29年度福島市一般会計補正予算	原案可決
2 議案第165号	平成29年度福島市水道事業会計補正予算	原案可決
3 議案第166号	平成29年度福島市下水道事業会計補正予算	原案可決
4 議案第167号	平成29年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算	原案可決
5 議案第168号	平成29年度福島市飯坂町財産区特別会計補正予算	原案可決
6 議案第169号	平成29年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算	原案可決
7 議案第170号	平成29年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算	原案可決
8 議案第171号	平成29年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算	原案可決
9 議案第172号	議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 議員の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 (1) 期末手当・・・12月期期末手当を0.05月分引き上げ 「1.7月」→「1.75月」（0.05月増） (公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用)	原案可決
10 議案第173号	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市長等の期末手当を改定するため、所要の改正を行う。 (1) 期末手当・・・12月期期末手当を0.05月分引き上げ 「1.65月」→「1.7月」（0.05月増） (公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用)	原案可決
11 議案第174号	福島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 職員の給料及び勤勉手当を改定するため、所要の改正を行う。 (1) 給料・・・福島県に準拠し、平均給料月額を0.08%引き上げ (2) 期末勤勉手当・・・12月期勤勉手当を0.1月分引き上げ 「0.85月」→「0.95月」（0.1月増） (1)（公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用） (2)（公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用）	原案可決

（平成29年12月27日提出）

1 議案第175号	教育委員会委員任命の件	原案同意
2 議案第176号	財産区管理委員選任の件（土湯温泉町財産区）	原案同意
3 議案第177号	人権擁護委員候補者推薦の件	原案同意
4 議案第178号	財産取得の件 福島大笹生IC周辺地区工業団地（仮称）整備事業等用地を取得する。	原案可決

主な補正内容

○ 一般会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
	【歳入歳出予算補正】 (復興関連以外)	千円
1	公立認定こども園整備事業費 「福島市立幼稚園再編成計画」に基づき、平成31年4月開園に向けて市立認定こども園2園(ふくしま中央、ひらの)を整備するため、既存の施設を活用した基本設計を実施するもの	6,700
2	十六沼公園サッカー場整備事業費 2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿の誘致も視野に、本市スポーツの振興及び増加しているサッカー場利用者の利便性向上のため、十六沼公園北側用地に天然芝サッカーコート2面等を3ヵ年度で整備するもの	202,171

○ 特別会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
	【歳入歳出予算補正】	
1	工業団地整備事業費特別会計 工業団地整備用地取得費 企業誘致による雇用の創出を図り、活力あるまちづくりを推進するため、福島大笹生IC周辺地区への新工業団地の整備開発に必要な分譲用地等の用地取得を進め、平成30年度分譲開始を目指すもの。	千円 824,000

平成30年1月25日市議会緊急会議提出議案（市長提出議案）

（平成30年1月25日提出）

1 議案第1号 平成29年度福島市一般会計補正予算

原案可決

平成30年1月補正予算 説明資料

1 一般会計

（単位 千円、%）

区 分	29 年 度				
	当初予算	1月補正 (復興関連以外)	合 計	対当初	
	現計予算			対現計	
予 算 額	141,880,000			2.8	
	145,753,074	36,042	145,789,116	0.0	
財 源 内 訳	国県支出金	63,904,412		1.3	
		64,735,547	—	—	
	地 方 債	5,508,000			14.0
		6,278,300	—	6,278,300	—
	その他特定	8,618,908			1.2
		8,721,471	15	8,721,486	—
	一 般 財 源	63,848,680			3.5
		66,017,756	36,027	66,053,783	0.1

2 合 計

一 般 会 計	141,880,000			2.8
	145,753,074	36,042	145,789,116	0.0
特 別 会 計	61,503,317			1.0
	62,100,481	—	62,100,481	—
計	203,383,317			2.2
	207,853,555	36,042	207,889,597	0.0

2 議案第2号 福島市部設置条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

行政組織機構の改正を行うため、所要の改正を行う。

【主な改正内容】

(1) 新設の部

- ① 政策調整部 … 政策の企画・調整機能の強化を図るため、「政策調整部」を新設。

(2) 廃止の部

- ① 市長公室 … 政策調整部へ事務を移管する。

（平成30年4月1日から施行）

補 正 内 容

○ 一 般 会 計

番号	事 業 内 容	歳出予算 補 正 額
	【歳入歳出予算補正】	
	千円	
1	春のふくしま観光緊急対策事業費 春シーズンの来訪者が増加しているタイ及び台湾をターゲットに、インフルエンサーを活用した情報発信の強化やタイにおける海外プロモーションを実施するほか、SNSを活用したフォトコンテストを開催し、観光情報の拡散による観光素材の認知度アップを図るとともに、国内旅行情報誌のスマートフォンアプリに観光情報を掲載するなど、本市春観光に向けた国内外からの誘客促進を図るもの。	17,700
2	待機児童対策緊急パッケージ 喫緊の課題である待機児童対策を速やかに講じるため、昨年末に官民合同で開催した「市待機児童対策推進会議」における意見等を踏まえ、「保育の受け皿の拡大」及び「保育士の確保」を柱とする事業を緊急かつ効果的に実施し、今春の待機児童数の大幅な減少を図るもの。	18,342
	(1)「保育の受け皿の拡大」	
	① 私立幼稚園預かり保育支援補助金	2,535
	② 保護者相談支援事業費	365
	(2)「保育士の確保」	
	③ 保育士相談支援事業費	428
	④ 潜在保育士確保対策事業費	9,384
	⑤ 潜在保育士就労支援事業費	2,386
	⑥ UIJターン保育士就労支援補助金	1,000
	⑦ 求人情報・就労支援情報発信事業費	814
	⑧ 公立保育所嘱託職員費	1,430

平成30年3月市議会定例会議提出議案（市長提出議案）

（平成30年3月1日提出）

1 議案第3号	平成30年度福島市一般会計予算	原案可決
2 議案第4号	平成30年度福島市水道事業会計予算	原案可決
3 議案第5号	平成30年度福島市下水道事業会計予算	原案可決
4 議案第6号	平成30年度福島市農業集落排水事業会計予算	原案可決
5 議案第7号	平成30年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算	原案可決
6 議案第8号	平成30年度福島市飯坂町財産区特別会計予算	原案可決
7 議案第9号	平成30年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算	原案可決
8 議案第10号	平成30年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算	原案可決
9 議案第11号	平成30年度福島市介護保険事業費特別会計予算	原案可決
10 議案第12号	平成30年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算	原案可決
11 議案第13号	平成30年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算	原案可決
12 議案第14号	平成30年度福島市青木財産区特別会計予算	原案可決
13 議案第15号	平成30年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算	原案可決
14 議案第16号	平成30年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算	原案可決
15 議案第17号	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 市長等の給料を減額するため、所要の改正を行う。 【改正内容】 (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間、市長等の特別職の給料を減額する。 ① 市長 支給月額 1,047,600円 → 995,300円（5%の減額） ② 副市長 支給月額 865,700円 → 839,800円（3%の減額） ③ 水道事業管理者・教育長 支給月額 783,300円 → 767,700円（2%の減額） ④ 常勤監査委員 支給月額 654,300円 → 641,300円（2%の減額） （平成30年4月1日から施行）	原案可決
16 議案第18号	福島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 職員の給料を減額するため、所要の改正を行う。	原案可決

【改正内容】

- ・ 管理監督の地位にある職員の月例給を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間1%削減する。

(平成30年4月1日から施行)

17 議案第19号

福島市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 原案可決

市長等の特別職及び一般職員の退職手当を減額するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1) 退職手当の基本額の算定に用いる「調整率」を100分の87から100分の83.7に引き下げ
- (2) 特別職の退職手当の支給率を一般職員に合わせて、下記のとおり引き下げ
 - ① 市長 46.6/100 → 45.0/100
 - ② 副市長 29.7/100 → 28.7/100
 - ③ 水道事業管理者・教育長 21.2/100 → 20.5/100
 - ④ 常勤監査委員 18.7/100 → 18.1/100

(平成30年4月1日から施行)

18 議案第20号

福島市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 原案可決

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1) 消防法関係
 - ① 設置の許可の申請に対する審査
 - ・ 準特定屋外タンク貯蔵所 53万円 → 57万円
 - ・ 特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの） 83万円 → 88万円
 - ・ 特定屋外タンク貯蔵所（危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの） 101万円 → 107万円
- (2) 土壌汚染対策法関係
 - ・ 汚染土壌処理業の「譲渡及び譲受」、「合併又は分割」、「相続」の承認申請の事務処理に係る手数料を追加
- (3) 建築基準法関係
 - ・ 建築基準法の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正

(平成30年4月1日から施行。ただし(2)については公布の日から施行)

19 議案第21号

福島市教育実践センター条例の一部を改正する条例制定の件 原案可決

教育実践センターの名称及び事業内容を見直すため、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1) 名称を福島市教育実践センターから福島市総合教育センターに変更
- (2) 設置の目的に「教育相談、特別支援教育、就学相談及び就学支援」を追加
- (3) 事業に「特別支援教育並びに就学相談及び就学支援に関すること。」を追加

(平成30年4月1日から施行)

20 議案第22号

福島市体育館・武道場条例制定の件

原案可決

福島市体育館・武道場を設置するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 名称及び位置 福島市体育館・武道場 福島市霞町88番ほか
 (2) 開館時間 午前9時から午後9時
 (3) 休館日 12月28日から翌年1月4日まで
 (4) 使用料

区 分	使用単位	使用料
アリーナ	全面使用	1,000円
	2分の1面使用	700円
	4分の1面使用	300円
剣道場・柔道場・弓道場	1時間	500円
研修室	全面使用	600円
	2分の1面使用	300円
体力測定室	1時間	400円
会議室	1時間	300円
トレーニング室	1時間	200円

※ 表の料金は専用使用の場合。個人使用料は1時間100円。

※ 高校生以下は半額。

(公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行)

21 議案第23号

福島市地区体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

渡利学習センター整備事業に伴い、福島市渡利地区体育館を廃止するため、所要の改正を行う。

【改正内容】

- 福島市渡利地区体育館の廃止のため、名称及び位置を削除

(平成30年4月1日から施行)

22 議案第24号

福島市企業立地促進条例制定の件

原案可決

企業立地を促進するため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

- (1) 用地取得助成金
- ① 工業団地に立地する場合 50%
 - ② 民有地に立地する場合 5%
- (2) 操業奨励助成金 固定資産税相当額(3年間)
- (3) 雇用奨励助成金 常用雇用者1人につき1年あたり 30万円(3年間)
- (4) 転入支援助成金 転入常用雇用者1人につき 20万円
- (5) 特定集積産業(医療・福祉関連、健康器具関連、健康食品及び農産物加工関連企業)の指定及び支援の拡充
- ① 用地取得助成金(工業団地) 50% → 70%
 - 用地取得助成金(民有地) 5% → 10%
 - ② 操業奨励助成金 3年間 → 5年間
 - ③ 雇用奨励助成金 3年間 → 5年間
 - ④ オフィス等賃借助成金
建物の賃借料の50%(研究開発機能又は本社・支社機能を設置する場合)

(平成30年4月1日から施行)

- 23 議案第25号** **福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 【改正内容】
- (1) 福島市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 ほか2条例
- ① 共生型サービスの新設に伴い、共生型居宅介護、共生型生活介護、共生型短期入所等について、人員・設備及び運営に関する基準を追加
 - ② 指定就労定着支援の新設に伴い、人員・設備・運営に関する基準を追加
 - ③ 指定障害児入所施設等の指定を受けることで指定障害者支援施設の基準を満たしているとみなされる特例を廃止
 - ④ 職場への定着を促進するため、就職した日から6月以上支援を継続するよう、就労定着支援に係る事業者の努力義務を追加
 - ⑤ 利用者が自ら通勤できるよう、通勤訓練に係る事業者の実施義務を追加
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 24 議案第26号** **福島市障がい者の利用に係る公の施設の使用料等の免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 公の施設を利用する障がい者の使用料を免除するため、所要の改正を行う。
- 【改正内容】
- ・ 中之湯及び福島市体育館・武道場の利用に係る障がい者の使用料について免除する規定を追加
- (福島市土湯地区温泉施設条例及び福島市体育館・武道場条例の施行の日から施行)
-
- 25 議案第27号** **福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 【改正内容】
- ・ 法律の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 26 議案第28号** **福島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 【改正内容】
- ・ 法律の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正
- (平成30年4月1日から施行)
-
- 27 議案第29号** **福島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件** 原案可決
- 介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

(1) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ほか 10 条例

- ① 共生型サービスの新設に伴い、共生型訪問介護、共生型通所介護、共生型短期入所生活介護等について、人員・設備・運営に関する基準を追加
- ② 身体的拘束等のさらなる適正化を図る観点から、処遇の基準に、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヵ月に1回以上開催し、介護職員等に周知徹底を図るとする規定を追加
- ③ 訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないとする規定を追加
- ④ 居宅介護支援事業所が利用者とケアプラン作成に係る契約を締結するにあたり、複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を義務付ける規定を追加

(平成30年4月1日から施行)

28 議案第30号

福島市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

国民健康保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 平成30年4月1日施行の国保制度改革に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険税の課税目的が変更となることから、国民健康保険財政調整基金の設置目的を改正

(平成30年4月1日から施行)

29 議案第31号

福島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 平成30年4月1日施行の国保制度改革に伴い、都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険税の課税目的が変更となることから、基礎課税額等の規定に国民健康保険事業費納付金を追加

(平成30年4月1日から施行)

30 議案第32号

福島市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

保険料率の見直し及び介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1) 保険料率の見直しにより、第1号被保険者の負担が基準月額比200円の増
- (2) 第1号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の合計所得金額から、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額並びに公的年金等に係る雑所得を控除した額を用いるための規定を追加

(平成30年4月1日から施行)

31 議案第33号

福島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例制定の件

原案可決

介護保険法の一部改正に伴い、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定めるため、条例を設ける。

【条例の主な内容】

(1) 人員に関する基準

- ・ 医師、薬剤師、看護師、介護職員、理学療法士、栄養士、介護支援専門員等の員数

(2) 施設及び設備に関する基準

- ・ 療養室（定員4名以下入所者。1人当たりの床面積8㎡以上。）、診療室、機能訓練室、食堂、浴室等

(3) 運営に関する基準（運営についての重要事項に関する規程）

- ① 施設の目的及び運営方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 入所定員
- ④ 個人情報の取扱いに関する事項
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項 等

（平成30年4月1日から施行）

32 議案第34号

福島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 住所地特例を受けていた国民健康保険加入者が、75歳到達等により後期高齢者医療制度に加入する場合住所地特例が適用されなかったが、住所地特例を適用するよう改正

（平成30年4月1日から施行）

33 議案第35号

福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の収集、運搬又は処分を一体として実施する場合の特例の認定申請に対する審査手数料の新設
・・・・・・・・・・147,000円
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査手数料の新設
・・・・・・・・・・134,000円
- (3) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可申請に対する審査手数料の変更
・・・・・・・・・・75,000円 → 67,000円

（平成30年4月1日から施行）

34 議案第36号

福島市夜間急病診療所条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

診療所の移転に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 位置 福島市森合町10番1号 → 福島市上町5番6号

（平成30年4月19日から施行）

35 議案第37号

福島市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

旅館業法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1) 旅館及びホテルの営業の基準について、「旅館・ホテル営業」へ統合
 (2) ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業の施設の構造基準を見直し
 (平成30年6月15日から施行)

36 議案第38号

福島市都市公園条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

都市公園法施行令の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- (1) 1つの都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計を当該都市公園の敷地面積に対する割合の50%とする。
 (2) 福島市道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、公園の占用許可の使用料の改正

占用物件		改正前	改正後	単位
工作物	第1種電柱	430円	440円	1本につき1年
	第1種電話柱	390円	400円	
	変圧塔	770円	790円	
物件	外径0.07m未満のもの	16円	17円	長さ1mにつき1年
	外径1m以上のもの	460円	470円	
施設	1㎡	770円	790円	占用面積1㎡につき1年
政令物件	標識	620円	630円	1本につき1年

(平成30年4月1日から施行)

37 議案第39号

福島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

道路占用料の適正化を図るため、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 占用料の改定

占用物件		改正前	改正後	単位
工作物	第1種電柱	430円	440円	1本につき1年
	第1種電話柱	390円	400円	
	変圧塔	770円	790円	
物件	外径0.07m未満のもの	16円	17円	長さ1mにつき1年
	外径1m以上のもの	460円	470円	
施設	1㎡	770円	790円	占用面積1㎡につき1年
政令物件	看板	1,900円	1,700円	表示面積1㎡につき1年
	標識	620円	630円	1本につき1年

(平成30年4月1日から施行)

38 議案第40号

福島市地区計画において定められる再開発等促進区地区整備計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例制定の件

原案可決

建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

【改正内容】

- ・ 法改正に伴い、条例別表第2で引用している別表第2の項を改正

(平成30年4月1日から施行)

39 議案第41号	<p>包括外部監査契約の件</p> <p>平成30年度の包括外部監査契約を締結する。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告</p> <p>(2) 契約の期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p> <p>(3) 契約金額 12,685,000円を上限とする額</p> <p>(4) 費用の支払方法 契約の定めるところによる。</p> <p>(5) 契約の相手方 福島市三河北町16番3号 鈴木 和郎 資格 公認会計士</p>	原案可決
40 議案第42号	平成29年度福島市一般会計補正予算	原案可決
41 議案第43号	平成29年度福島市水道事業会計補正予算	原案可決
42 議案第44号	平成29年度福島市下水道事業会計補正予算	原案可決
43 議案第45号	平成29年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算	原案可決
44 議案第46号	平成29年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算	原案可決
45 議案第47号	平成29年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算	原案可決
46 議案第48号	平成29年度福島市工業団地整備事業費特別会計補正予算	原案可決
47 議案第49号	<p>福島市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>福島市交通安全対策会議委員に関する基準を改定するため、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の区分に、その他市長が必要と認め委嘱する者を加え、任期を2年とする規定を追加 (公布の日から施行) 	原案可決
48 議案第50号	<p>福島市税条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>地方税法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法施行規則の一部改正に伴う条例中で引用する条項の改正 (公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用) 	原案可決
49 議案第51号	<p>福島市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主任介護支援専門員の資格要件について、5年ごとの更新研修を修了している者とする規定を追加 (公布の日から施行) 	原案可決
50 議案第52号	<p>市道路線の認定及び廃止の件</p> <p>一般公共の用に供するため29路線を認定するとともに、認定替等により8路線を廃止する。</p>	原案可決
51 議案第53号	<p>区域外路線の認定の承諾の件</p> <p>川俣町から協議のあった区域外道路路線を認定することについて、承諾する。</p>	原案可決

52 議案第54号 副市長選任の件

原案同意

平成30年3月市議会定例会議提出議案（市長提出議案、追加分）

（平成30年3月27日提出）

1 議案第55号 副市長選任の件

原案同意

2 議案第56号 監査委員選任の件

原案同意

3 議案第57号 固定資産評価審査委員会委員選任の件

原案同意

4 議案第58号 固定資産評価員選任の件

原案同意

5 議案第59号 人権擁護委員候補者推薦の件

原案同意

主な補正内容

○ 一般会計

番号	事業内容	歳出予算 補正額
1	<p>【歳入歳出予算補正】</p> <p>(復興関連以外)</p> <p>小・中学校校舎耐震補強事業費 小・中学校における校舎耐震化事業の進捗を早めるため、平成30年度事業予定の工事を国の補正予算を活用しながら8校の校舎及び4校の屋内運動場耐震補強工事等を実施し、小・中学校等施設耐震化推進計画を前倒して進めるもの</p>	<p>千円</p> <p>856,154</p>

平成30年3月市議会定例会議提出議案（議会提出議案）

（平成30年3月27日提出）

1 議案第60号 福島市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件 原案可決

2 議案第61号 予防接種に対する国の財政措置を求める意見書 原案可決

国において、次の措置を講じるよう強く求める。

- 1 ロタワクチン及びおたふくかぜワクチン接種に対し全額国の財政支援を講じること
- 2 インフルエンザ予防接種に対する国の助成を拡充すること
- 3 各ワクチンが不足することの無いよう、安定供給に対する対策を講じること

3 議案第62号 福島大学食農学類（仮称）の設置、人材養成に係る財政支援を求める意見書 原案可決

福島大学は、平成31年4月に食農学類（仮称）を開設すべく準備を進めている。東北六県で唯一、農学系大学、学部がない本県にとって福島大学に食農学類が新設されることは、高齢化や後継者不足など多くの問題を抱える本県農業にとって、その将来を担う人材の育成や農業の中核的な担い手の確保のために重要である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射能被害からの復興、本県産農水産物の風評払拭のため長期的な視野に立ち、農業の質向上を目指す人材や地元根ざした研究者の育成のためにも重要である。そのため福島市は、県北地域等の市町村とともに設置に係る財政支援を打ち出している。よって県においては、70年近くの歴史と伝統があり、多くの有為な人材を輩出し本県発展に大いに寄与している福島大学に食農学類が設置されるに当たり、その重要性を重く受け止め、財政支援を行うことを強く要望する。

4 議案第63号 待機児童解消、保育士配置基準の見直しと処遇改善を求める意見書 原案可決

国においては、予算を大幅に増額し、安心できる保育が実現されるよう、次の事項について強く求める。

- 1 待機児童を解消し、地域の子供、子育て支援を拡充するために国として認可保育所の整備計画を立て、保育所等整備交付金の増額などの支援の拡充と必要な財政措置を行うこと
- 2 保育士の配置基準の改善、賃金の引き上げなど処遇改善のために必要な財源を確保すること

5 議案第64号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書 原案可決

政府において、次の事項を実現されるよう強く要望する。

- 1 福島県最低賃金については、政府が掲げる毎年年率三%程度を目途に引き上げ、全国加重平均で1,000円を目指すとの方針に沿った引き上げを図ること
- 2 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みを行う改正を図ること
- 3 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備すること
- 4 一般労働者の賃金引き上げ時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めること